

## 社会福祉法人草萌学舎 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人草萌学舎の役員等の報酬について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事（以下「役員」という）、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (役員報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1の報酬を支払うことができる。

### (役員勤務に係る旅費等)

第4条 役員が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1の報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査に立ち会うため、施設に出向いてその業務にあたった場合は、別表1の報酬を支払うことができる。

### (評議員の報酬)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1の報酬を支払うことができる。

### (評議員選任・解任委員の報酬)

第7条 評議員選任・解任委員が委員会に出席したときは、別表1の報酬を支払うことができる。

### (苦情対応第三者委員の報酬)

第8条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1の報酬を支払うことができる。

2 苦情対応第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1の報酬を支払うことができる。

### (兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

### (改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

## 付 則

- 1 この規程は、平成26年12月5日より適用する。
- 1 この規程は、平成28年4月1日より適用する。
- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

	役員等報酬	摘要
理事会	5,510円	
事業監査・監査立会	5,510円	
評議員会	5,510円	
評議員選任・解任委員会	5,510円	
第三者委員苦情対応	5,510円	